財　産　管　理　台　帳

事業実施者名：

|  |  |
| --- | --- |
|  事業実施年度 |  　　　　年度 |
|  助 成 事 業 名 |  文化の薫り高いかごしま形成事業 |
|  区　　　　　分 |   |
|  財 　産　 名 |   |
|  規　　　　　格 |   |
|  数　　　　　量 |   |
|  単　　　　　価 |  　　　　　　　　　　　円 |
|  金　　　　　額 |  　　　　　　　　　　　円 |
|  取 得 年 月 日 |  　　　年　　月　　日 |
|  保管場所 |   |
|  耐用年数 |  　　　　年 |
|  処分制限年月日 |  　　年　　月　　日 |
|  処分承認年月日 |  |
|  処分の内容 |  |
|  摘　　　　　要 |  |
|  備　　　　　考 |  |

（注）１　対象となる財産は，文化の薫り高いかごしま形成事業助成金交付要綱第５条の規定に基づくもので取得金額が５万円以上のもの及び債券とする。

　　　２　区分は，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）の別表第１

　　　　から第６の「構造又は用途」等を記載すること。

　　　３　同一規格，同一単価の場合は一括で記載し，それ以外の場合は別様に記載すること。

 ４　処分制限年月日は，処分制限の終期を記載すること。

　　　５　処分の内容は，譲渡，交換，貸付等別に記載すること。

　　　６　摘要には，譲渡先，交換先，貸付先等を記載すること。